

特定生産緑地の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

一団番号	特定生産緑地の所在	特定生産緑地の面積（㎡）	指定解除日
5-105	今伊勢町馬寄字大聖47番・48番合併	261	令和8年8月7日
5-105	今伊勢町馬寄字大聖49番3	93	令和8年8月7日
5-105	今伊勢町馬寄字大聖65番	132	令和8年8月7日
5-105	今伊勢町馬寄字大聖66番2	120	令和8年8月7日

令和8年8月7日

一宮市長 中野 正康